

退職自衛官を求人して頂く際の留意点 ～効果的な求人のために～

(公社) 全日本トラック協会

退職自衛官の採用をご希望の企業の皆様に、下記のとおり、効果的な求人のための参考情報をご紹介します。

各企業の経営者・人事担当者の皆様におかれては、即戦力となる退職自衛官の求人のために、是非ご一読の上、ご活用下さい。

退職自衛官の再就職については、従来より各企業から自衛隊地方協力本部等に対して個別に求人を行う仕組みが設けられておりますが、この度新たに、都道府県トラック協会において求人票を取りまとめて、全国の都道府県50ヶ所の自衛隊地方協力本部(表1)又は一般財団法人自衛隊援護協会の全国7支部(表2)に提出することが可能となりました。

記

1. 様々な分野の専門家を含む多様な人材の存在

自衛官の退職年齢は、幹部・准尉・曹で大部分が54～56歳(※)、士で大部分が20歳代という若さです。平成28年度の退職者数は、定年退職者(幹部・准尉・曹)で年間約5390人、任期満了の退職者(士)で年間約3780人、合計で年間に約9170人です。(自衛隊援護協会ホームページより)

これら退職自衛官の中には、再就職に向けた職業訓練等により、大型自動車免許(1種、2種)、けん引自動車免許、フォークリフト、クレーン、危険物取扱者、自動車整備士等の「資格保有者」が多数おります。

また、海外勤務等を通じて実務レベルの外国語能力を有する「語学人材」や、情報技術(IT)、警備、運転指導、ロジスティクス、爆発物管理等の業務経験が豊富な「専門家」など、頼れる即戦力となる人材が豊富です。

さらに、幹部クラス(1・2・3佐、1・2・3尉)での退職者は、多数の部下を管理・指導・統率した経験を有しており、企業の幹部や幹部候補生としても採用されています。

このような退職自衛官は、全国各地の様々な企業で活躍しており、企業側からも高い評価を得ています。

※幹部・准尉・曹の退職日は定年に達した日の翌日(誕生日)であるため、年間を通じて退職者が出ています。

2. 求人の際の工夫

(1) 計画的な採用

採用希望時期の指定がない場合は3か月間で求人票は失効しますが、時期を明記した場合は、例えば、1年先の求人も可能です。

このため、定年退職者の補充など予め予定がある場合は、①採用の前提条件となる必須の資格、②採用選考や待遇の決定の際に有利な資格について明記（例、「〇〇免許保有者には資格手当（月・・・円）があります。）した上で、早めに求人・内定を行うことにより、退職自衛官は在職中に計画的に資格を取得できるようになります。

また、任期满了により退職する自衛官の求人は、各地方協力本部等が実施する合同企業説明会に参加することにより貴社への求職の可能性が高まります。

(2) 効果的な自社PR

求人票に記載する職務内容、就業時間、賃金及び福利厚生等に関する情報は、正確かつ具体的に明記することが重要です。

また、実績に基づく平均的な年収例（例、「勤続10年の運転士、残業平均月〇時間、基本給・超過勤務手当・ボーナス込みの年収例〇〇百万円（税込み）」）や有給休暇の取得実績など、退職自衛官の懸念の払拭や軽減に役立つ情報を求人票の備考欄に明記して頂くことによって、再就職先としての貴社の魅力が高まり、退職自衛官も安心して再就職することができるようになります。

なお、当然のことですが、これらの情報を求人票に明記する場合は、決して誇張・歪曲せず、事実を正確に記載する必要があります。

【明記する情報の例】

- ・コンプライアンス重視の安全・優良な職場である旨

（例、「当事業所は全日本トラック協会によるGマーク認定事業所（安全性優良事業所）です。」）

- ・自社内や求人事業所内の退職自衛官の在籍数

（例、「平成28年3月31日現在、当社全体で〇名、求人事業所で〇名の陸上自衛隊出身社員が活躍しています。」、「求人事業所の営業所長は海上自衛隊出身です。」）

- ・再就職後のキャリアパス（想定される異動・昇進パターンなど）

（例、「運行管理者資格（貨物）の保有者は、トラック運転士兼運行管理補助者として採用します。勤務成績が優秀な場合、勤続〇年程度で運行管理者へ昇進する可能性があります。」）

- ・再就職後の業務内容（再就職後のトラブルを防止し、定着率の向上を図るためにも、マイナスの要素を含め、業務内容が具体的にイメージできるようにする必要があります。例えば、運転業務の場合、荷役・検品等の附帯作業に従事するか否か等についても明記しておく必要があります。）

（例、「業務内容はトレーラーの運転のみで、運転士は荷役作業を行いません。」、「運転の他、荷役・検品等の附帯作業に従事して頂きます。」）等

・大型自動車免許の限定解除費用を負担する旨（大型自動車免許を保有している退職自衛官の中には、運転できる大型自動車が「自衛隊車両に限る」旨の限定を付された者がいるため（限定条件の解除費用は数万円程度））。

（例. 「大型自動車免許の限定解除費用は当社が負担します。」）

・その他退職自衛官の懸念の払拭・軽減に役立つ情報

（例. 「初心者でも安心して業務に就ける研修を実施しています。」、「予備自衛官の訓練出頭日は有給休暇が取得可能です。」）等

3. 予備自衛官等制度について

有事や大規模災害などの緊急時にあっては、事態の推移に応じ多数の人員を迅速に投入する必要があるため、わが国ではいわゆる予備役として退職自衛官を主体とした予備自衛官及び即応予備自衛官制度が設けられています。

したがって、退職自衛官の中には、企業に再就職した後も、企業で勤務しながら、引き続き予備自衛官や即応予備自衛官としての活躍を希望する方も多く存在します。

このため、予備自衛官や即応予備自衛官への志願者を歓迎・採用して頂ける場合は、その旨を求人票の備考欄に明記（例. 「即応予備自衛官志願者歓迎」）するとともに、貴社への再就職後は、当該社員が予備自衛官や即応予備自衛官として安心して訓練等に参加できるように、休暇の付与や留守中の業務調整を行って頂くなどの配慮が必要です。

なお、予備自衛官や即応予備自衛官に任用された社員には、国から手当が支給（予備自衛官手当：年間 88,500 円、即応予備自衛官手当：年間平均約 50～60 万円）され、即応予備自衛官の雇用企業に対しては、国から雇用企業給付金が支給（雇用社員 1 人当たり：年間 510,000 円）されます。

また、平成 27 年度からは予備自衛官や即応予備自衛官を一定数雇用している事業所を防衛省が「協力事業所」として認定し、表示証を交付するとともに、その事業所名を防衛省のホームページ等で紹介する「予備自衛官等協力事業所表示制度」が開始されています。

表1：自衛隊地方協力本部一覧

地本名	郵便番号	住 所	電話番号
札幌	060-0004	札幌市中央区北4条西15丁目1	011-631-5471
函館	042-0934	函館市広野町6-25	0138-53-6241
旭川	070-0902	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6055
帯広	080-0024	帯広市西14条南14丁目4番地	0155-23-5882
青森	030-0861	青森市長島1丁目3-5青森第2合同庁舎	017-776-1594
岩手	020-0021	盛岡市中央通3-4-11	019-623-3236
宮城	983-0842	仙台市宮城野区五輪1-3-15仙台第3合同庁舎	022-295-2613
秋田	010-0951	秋田市山王4-3-34	018-823-5404
山形	990-0041	山形市緑町1-5-48山形地方合同庁舎	023-622-0712
福島	960-8162	福島市南町86	024-546-1920
茨城	310-0011	水戸市三の丸3-11-9	029-231-3315
栃木	320-0043	宇都宮市桜5-1-13宇都宮地方合同庁舎	028-634-3385
群馬	371-0805	前橋市南町3-64-12	027-221-4471
埼玉	330-0061	さいたま市浦和区常盤4-11-15浦和合同庁舎	048-831-6043
千葉	263-0021	千葉市稲毛区轟町1-1-17	043-251-7151
東京	160-0022	新宿区新宿6-27-30新宿イ・ストサイト スクエア5F	03-3269-3513
神奈川	231-0023	横浜市中区山下町253-2	045-662-9497
新潟	950-8627	新潟市中央区美咲町1-1-1新潟美咲合同庁舎1号館	025-285-0515
山梨	400-0031	甲府市丸の内1-1-18甲府合同庁舎	055-253-1591
長野	380-0846	長野市旭町1108長野第2合同庁舎	026-233-2108
静岡	420-0821	静岡市葵区柚木366	054-261-3151
富山	930-0856	富山市牛島新町6-24	076-441-3271
石川	921-8506	金沢市新神田4-3-10金沢新神田合同庁舎	076-291-6250
福井	910-0017	福井市文京1-17-24	0776-23-1910
岐阜	502-0817	岐阜市長良福光2675-3	058-232-3127
愛知	454-0003	名古屋市中川区松重町3-41	052-331-6266
三重	514-0003	津市桜橋1丁目91	059-225-0531
滋賀	520-0044	大津市京町3-1-1大津びわ湖合同庁舎	077-524-6446
京都	604-8482	京都市中京区西ノ京笠殿町38	075-803-0820
大阪	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-67大阪合同庁舎2号館	06-6942-0544
兵庫	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3神戸防災合同庁舎	078-261-9779
奈良	630-8301	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎	0742-23-7001
和歌山	640-8287	和歌山市築港1-14-6	073-422-5116
鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4鳥取第1地方合同庁舎	0857-23-2251
島根	690-0841	松江市向島町134-10松江地方合同庁舎	0852-21-0015
岡山	700-8517	岡山市北区下石井1-4-1岡山第2合同庁舎	086-226-0361
広島	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎4号館	082-221-2957
山口	753-0092	山口市八幡馬場814	083-922-2325
徳島	770-0941	徳島市万代町3-5徳島第2地方合同庁舎	088-623-2220
香川	760-0062	高松市塩上町3-11-5	087-831-0231
愛媛	790-0003	松山市三番町8-352-1	089-941-8381
高知	780-0061	高知市栄田町2-2-10高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-6128
福岡	812-0878	福岡市博多区竹丘町1-12	092-584-1881
佐賀	840-0047	佐賀市与賀町2-18	0952-24-2291
長崎	850-0862	長崎市出島町2-25防衛省合同庁舎	095-826-8844
大分	870-0016	大分市新川町2-1-36大分合同庁舎	097-536-6271
熊本	860-0047	熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎B棟	096-297-2050
宮崎	880-0901	宮崎市東大淀2-1-39	0985-53-2643
鹿児島	890-0068	鹿児島市東郡元町4-1鹿児島第2地方合同庁舎	099-253-8920
沖縄	900-0016	那覇市前島3-24-3-1	098-866-5457

表 2 : 自衛隊援護協会一覧

本部及び支部	郵便番号	住 所	電話番号
本 部	162-0808	新宿区天神町6村松ビル5階	03-5227-5400
札 幌	060-0002	札幌市中央区北 2 条西3-1 敷島ビル8階	011-222-4888
仙 台	980-0014	仙台市青葉区本町1-3-9 第六広瀬ビル3階	022-227-2610
東 京	162-0808	新宿区天神町 6村松ビル4階	03-5227-5527
名古屋	450-0002	名古屋市中村区名駅4-23-13 名古屋大同生命ビル10階	052-541-0334
大 阪	540-0032	大阪市中央区天満橋京町2-13 ワキタ天満橋ビル	06-6946-7638
広 島	730-0014	広島市中区上幟町2-43 栗原広島ビル3階	082-223-6900
福 岡	812-0027	福岡市博多区下川端町1-3 明治通りビジネスセンター（別館）	092-271-2462

表 3 : 民間委託会社

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
マンパワーグループ（株）	101-0065	東京都千代田区西神田 3-2-1 千代田ファーストビル南館 8 階	050-3163-5127

任期制自衛官の任期について

	1 任期目	2 任期目以降
陸上自衛官	2 年	2 年
海上・航空自衛官	3 年	2 年

※注：多くは20歳代で退職。

若年定年制自衛官の定年年齢について

階 級	年 齢
1 佐	5 6 歳
2 佐、3 佐	5 5 歳
1 尉、2 尉、3 尉 准尉 曹長、1 曹	5 4 歳
2 曹、3 曹	5 3 歳

予備自衛官及び即応予備自衛官制度の概要について

	予備自衛官	即応予備自衛官
任用期間	○ 3年／1任期	
招集に 応じる 義務	○ 予備自衛官は、防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集に応じる義務があります。	○ 即応予備自衛官は、防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集に応じる義務があります。
年間の 訓練日数	○ 5日（現行の運用上）	○ 30日 （12回に分割して実施）
訓練に 出頭する 際の企業 における 取扱い	○ 出頭が可能となるように休暇等（特別休暇、勤務免除扱いとする等、労働協約又は就業規則等の措置によって、不利益な取扱いをしないこと）や出頭中の業務調整にご配慮をお願いします。（なお、後述する即応予備自衛官雇用企業給付金の支給に当たっては、上記括弧書きが支給要件の一つになります。）	
訓練に出 頭する際 の交通費	○ 国が往復支給しません（予備隊員招集等旅費）。	
国からの 手当等	○ 国から予備自衛官に支給される手当 ・訓練招集手当：8,100円／日 ・予備自衛官手当：4,000円／月	○ 国から即応予備自衛官に支給される手当・報奨金 ・訓練招集手当： 10,400～14,200円／日 ・即応予備自衛官手当： 16,000円／月 ・勤続報奨金： 120,000円／1任期 ○ 国から雇用企業に支給される給付金 ・即応予備自衛官雇用企業給付金： 42,500円／月
その他	○ 訓練に招集された場合、必要な被服等は貸与されるとともに食事が無料支給されます。 ○ 訓練招集期間中に、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の補償は、国が実施します。	